

令和2年度 県立横浜明朋高等学校 不祥事ゼロプログラム

横浜明朋高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立横浜明朋高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

教育委員会共通項目（(1)～(9)のうち(1)～(5)は必須）に加え、本校独自項目（(10)～(12)）をテーマとして選定し、目標と行動計画を不祥事防止会議で策定する。不祥事防止会議は、企画会議の構成員をもって不祥事防止会議とする。また、不祥事防止会議の事務局は学校運営グループとする。

(1) 法令遵守意識の向上と公務外非行の防止

ア 目標

教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図り、公務外非行を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 職員啓発資料や他所属の事例を基に職員全員を対象とした職場研修を実施する。
- ② 管理職による面談等を通して、不祥事防止意識の徹底を図る。

(2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標

職員間のハラスメントを未然に防止しすべての職員が働きやすい校内体制を構築する。

イ 行動計画

- ① 気にかかることを互いに話せる風通しのよい職場づくりを進める。
- ② 職員啓発資料や事例集を基に職員全員を対象とした職場研修を実施する。
- ③ 事案が発生した場合の相談窓口を設定し、周知徹底を図る。

(3) 生徒に対するセクハラ、わいせつ行為の防止

ア 目標

人権を尊重し、セクハラ（スクール・セクハラ含む）やわいせつ行為の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① SNS等での生徒との私的な連絡を厳禁するとともに適切な連絡方法を確認する。また、職員間での情報のやり取りのマナーも徹底する。
- ② 職員啓発資料や事例集を基に職員全員を対象とした職場研修を実施する。また、人権研修会等を通して人権全般について理解を深める。
- ③ 管理職による面談等を通して、不祥事防止意識の徹底を図る。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重し、体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 生徒指導に際しては複数の職員での対応を徹底する。
- ② 職員啓発資料や事例集を基に職員全員を対象とした職場研修を実施する。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

入学者選抜、成績処理及び進路指導関連業務の遂行を適正に行い、不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 該当業務を行う前に、職員全員で研修を実施し、点検体制及び業務マニュアルを再確認する。
- ② 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類に係る事故・不祥事の事案について職員に周知し、事故防止意識の向上を図る。
- ③ 生徒の履修状況を常に確認し、年次全体で情報を共有するとともに、適切な履修指導を行う。

(6) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の管理に係る意識を高め、個人情報の流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 携帯電話・USBメモリ等個人情報の適正な取扱いを周知し、持ち出しの際の管理職による許可手続きの徹底を図る。また、収集の際の手続きについても確認する。
- ② 単位制支援システムや業務サーバーの活用ルールを周知徹底し、情報漏洩を未然に防止する。
- ③ 文書の保存期間の確認を行い、紛失・棄損などの事故防止を行う。
- ④ 職員啓発資料や事例集を基に職員全員を対象とした職場研修を実施する。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

- ① 交通事故、酒酔い運転、酒気帯び運転の未然防止、その他交通法規の遵守
- ② 事故、違反の際の報告義務の周知

イ 行動計画

- ① 職員啓発資料や事例集を基に職員全員を対象とした職場研修を実施する。
- ② 公務・私用に関わらず、車両運転の際の危険ポイントを認識するとともに、事故発生時の対応を確認する。

(8) 業務執行体制の確保

ア 目標

報告・連絡・相談体制を徹底し、気にかかることを互いに話せる風通しのよい職場づくりを進める。事故に対する各職員の予見能力を引き出せる環境を作る。

イ 行動計画

- ① 経験の浅い職員に対し、積極的な声かけを実施し、生徒指導や業務の抱え込みを防止する。
- ② 日頃より点検体制の充実を図り、チェックポイントを明確にするとともに相互に協力して、未然に事故を防止する意識の向上を図る。

- ③ 文書の法定保存期間を確認し、廃棄・保存の処理の事故を防止する。
- ④ 日頃より職員間での情報の共有化推進に努め、円滑な業務体制をつくる。

(9) 財務事務等の適正執行

ア 目標

- ① 私費会計の執行マニュアルを確認し、処理方法を徹底する。
- ② 担当者の相互点検を徹底し事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 私費執行手順を確認し、周知徹底を行う。
- ② 各会計担当に私費会計基準を周知・確認するとともに、引き落とし事務を含めた適正な会計処理・管理の徹底を図る。

(10) いじめ防止

ア 目標

いじめを未然に防止する校内体制、いじめ事案が発生した場合の校内体制を確立する。

イ 行動計画

- ① 職員啓発資料や事例集を基に職員全員を対象とした職場研修を実施する。
- ② いじめ防止アンケートを有効活用し、早期発見に努める。
- ③ いじめ事案が発生した場合の対応手順を確認し、周知徹底を図る。

(11) 部活動等における事故防止

ア 目標

日頃から生徒の心身の健康チェックや設備用具の点検を行い、未然に事故を防止するとともに、緊急事態に対する対処法を身につける。

イ 行動計画

- ① 消防署の方を講師として職員全員対象の救急救命講習を実施し、AED等の操作を含め救命処置の方法を確認する。
- ② 熱中症に係る職員研修を実施し、予防や対処法を確認する。

(12) 防災

ア 目標

災害発生時における生徒の安全確保を図る。

イ 行動計画

- ① 新校舎に対応した防災マニュアルを策定する。
- ② 災害発生時の対応手順について職員全員を対象とした職場研修を実施する。
- ③ 災害発生を想定した防災訓練を実施する。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、毎年10月下旬までに実施状況を確認し、実施できていない場合は、11月中旬に補完措置を講ずる。また、各目標の達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合には、必要な修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、毎年3月上旬までに実施状況を確認するとともに、各目標の達成についての自己評価を行う。その結果、実施できていない場合は、3月中旬に補完措置を講ずる。また、各目標の達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合には、必要な修正を行う。

4 実施結果

3の(2)最終検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、検証結果をホームページへ掲載する。

5 事務局

不祥事ゼロプログラムの検証や実施結果の報告については、不祥事防止会議がこれを行う。